

# 判例研究

## 取締役の任期に関する定款変更により取締役から退任した者について会社法三三九条二項の類推適用が認められた事例

（東京地裁平成二十七年六月二十九日判決  
平成二十五年（ワ）一七五三四号取締役地位確認等請求事件  
判時二七四号一三頁）

### 〔判示事項〕

一 取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期によれば、すでに取締役の任期が満了している者については、上記定款変更の効力発生時において取締役から当然に退任する。

二 会社法三三九条二項の趣旨は、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されるこ

とがなかった者についても同様に当てはまるから、そのような取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法三三九条二項の類推適用により、再任されなかったことによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

### 〔参照条文〕

会社法三三二条二項・三三九条二項

### 〔事実〕

Y会社（被告）は、亡Aによつて平成七年に設立された株式会社（非公開会社）であり、その代表取締役は設立時

から平成二〇年七月一〇日まで亡Aが務め、Y会社の経営に関する重要な事項は、ほとんど亡Aが決定していた。

亡Aの叔父であるX<sub>1</sub>(原告)は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、平成一〇年八月二十五日から平成二〇年五月二四日までY会社の監査役を務めた後、同日から平成二三年一月二〇日までY会社の取締役の地位にあったものとして登記されている。X<sub>2</sub>(原告)は、X<sub>1</sub>の子であり、平成一八年九月、Y会社に従業員として入社し、平成二〇年五月二四日から平成二三年一月二〇日までY会社の取締役の地位にあったものとして登記されている。

亡Aは、臍臓がんを患い、平成二〇年四月二四日から入院し、余命を悟った。そこで、亡Aは、妻のBと二人の子の生活のために、Bを監査役に就任させることを希望し、Y会社は、平成二〇年五月二四日付けでBをY会社の監査役に選任した旨の登記を行い、同年七月からBに対して監査役報酬を支払った。また、Y会社は、それと併せて同日付けでX<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>をY会社の取締役の地位に選任した旨の登記を行った。その当時のY会社の株主構成は、発行済株式総数一六〇〇株のうち、亡Aが一四九三株、C(亡Aの従兄弟)が一〇七株を有する状況にあった。

亡Aは平成二〇年七月一〇日死亡し、Y会社はその翌日

に取締役会を開催し、C及びX<sub>1</sub>らが出席の上、CをY会社の代表取締役を選任する旨の決議をした。C及びX<sub>1</sub>らは、その後もY会社の重要事項について決定する必要があるときは、C及びX<sub>1</sub>らが出席の上で、随時取締役会を開催していた。

亡Aが有していたY会社の株式はBがすべて相続したところ、C及びX<sub>1</sub>らは、実際に取締役として経営に関与している者が株式の一部を保有すべきであると考えたことや、Bの生活支援という趣旨もあって、Bから、その保有する株式のうち、Cが四九三株、X<sub>1</sub>らが二〇〇株ずつを一株五万円で購入した。

その後、CとX<sub>1</sub>らとは、Y会社の経営等を巡って意見が対立し、平成二二年一月及び同年二月には、CがX<sub>1</sub>に対してY会社の取締役から辞任するよう求めたが、X<sub>1</sub>はこれに応じなかった。

Y会社の取締役の任期については、その定款において、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までとされ、平成一八年八月三〇日開催の定時株主総会において、その期間が選任後一年以内へと変更されたが、平成二三年一月二〇日開催の臨時株主総会において、選任後一年以内へと変更された

(本件定款変更)。Y会社は、本件定款変更に伴い、X<sub>1</sub>らの取締役の任期がすでに満了したとして、X<sub>1</sub>らが取締役を退任したものとして扱った上で、X<sub>1</sub>らをY会社の取締役として再任せず、X<sub>1</sub>らに代わる新たな取締役二名を別途選任した。平成二五年七月三日に本件訴訟が提起されるまでの間、Cを含めたY会社の関係者から、X<sub>1</sub>らがY会社の取締役の地位にあったことについて異議が出されたことはなかった。

Y会社は、平成二〇年六月分から平成二三年一月分までの取締役報酬として、X<sub>1</sub>につき月額六〇万円、X<sub>2</sub>につき月額二九万五〇〇〇円の各報酬をそれぞれ支払っていた。

なお、Y会社は、X<sub>2</sub>に対し、平成二三年七月、職務上の地位を財務経理部部长兼総務人事部部长から財務経理部財務主任に降格する旨の処分をするとともに、その賃金を月額八〇万五〇〇〇円から五七万二〇〇〇円へと減給する旨の処分をし、平成二四年七月、これをさらに月額四五万七六〇〇円へと減給する旨の処分をした。

そこで、X<sub>1</sub>らは、主位的には、X<sub>1</sub>らが取締役の地位にあることの確認、取締役の退任登記の抹消登記手続、未払の取締役報酬等を求め、予備的には、取締役の任期を一〇年から一年に変更する旨の定款変更によってX<sub>1</sub>らがY会社の取締役から退任させられたことにつき、会社法三三三九条二

項の類推適用により、平成二三年一月二日から本来の任期の満了日である平成二八年六月末日までの得べかりし取締役報酬相当額の損害賠償金の支払等を求めて訴えを提起した。

### 〔判旨〕

請求一部認容・一部棄却

一 本件定款変更によってX<sub>1</sub>らがY会社の取締役から退任するかについて

「X<sub>1</sub>らが現在もなおY会社の取締役の地位にあるといえるか否かは、取締役の任期を短縮する旨の本件定款変更によってX<sub>1</sub>らがY会社の取締役から当然に退任することになるかに関わるところ、取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に對して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期によれば、すでに取締役の任期が満了している者については、上記定款変更の効力発生時において取締役から当然に退任すると解することが相当である。

けだし、上記の定款変更は、取締役の解任と同様の効果を発生させるものであるところ、取締役はいつでも株主総

会の決議によって解任することができる」とされており（会社法三三九条一項）、他方、定款変更によって当然に退任させられた取締役の保護は、解任の場合と同様に、損害賠償によって図れば足りるというべきだからである。」

二 X<sub>1</sub>らを取締役から退任させ、再任しなかったことに基づく損害賠償請求の可否及びその損害額

「会社法三三九条二項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、その趣旨は、取締役の任期中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者についても同様に乗じてはまるというべきであるから、そのような取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法三三九条二項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求することができる」と解すべきである。」

「平成二三年一月から平成二八年六月までの五年五か月以上もの長期間にわたって、Y会社の経営状況やX<sub>1</sub>らの取締役の職務内容に変化がまったくないとは考えがたく、X<sub>1</sub>

らが平成二八年六月までの間に上記の月額報酬を受領し続けることができた」と推認することは困難であって、その損害額の算定期間は、X<sub>1</sub>らが退任した日の翌日から二年間に限定することが相当である。」

### 〔研究〕

判旨に反対する。

一 取締役の任期は、原則として、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが（会三三二条一項）、非公開会社（監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社を除く）では、定款の定めにより一〇年まで延長することができる（同二項）。非公開会社では、実質的には所有と経営が一致していることが多く、株主の変動も少ないため、頻繁に株主の信任を問う必要がないし、めったに取締役の交代のない非公開会社において再任の手間とそれに伴う変更登記の費用を省略したいという需要があるからである。一方、取締役はいつでも株主総会の普通決議をもって解任することができるが（会三三九条一項・三四一条）、正当な理由なく解任された取締役は、会社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することができる（会三三九条二項）。かか

る会社の責任は、株主総会による解任の自由の保障と取締役の任期に対する期待の保護との調和を図る趣旨に基づく法定責任であると一般に解されている（大阪高判昭和五六年一月三〇日下民三二卷一〇四号一七頁。責任の性質については、横尾亘「正当事由なき取締役解任にともなう損害賠償責任の法的性質」法学政治学論究五二号一二一頁以下参照）。

本件は、①取締役の任期を短縮する定款変更の効力は現任取締役に及ぶか、②任期短縮により退任して再任されなかつた取締役に對して会社法三三九条二項が適用されるか、またその損害額はどのように算定されるかが争われたものであり、他に類例をみない。

二 取締役の任期を短縮する定款変更の効力が現任取締役に及ぶかについて、本判決はこれを肯定した。

この点につき、昭和三〇年九月一二日民事甲第一八八六号民事局長回答は、役員の任期を伸長する定款変更に伴い、現任役員の任期も伸長されると解し、昭和三五年八月一六日民事四第一四六号民事局長第四課長心得回答は、営業年度を変更する定款変更に伴い、現任取締役の任期滿了時期も早まると解していた。現行会社法の下では、三三二条七項は、定款変更により監査等委員会設置会社・指名委員会等

設置会社・公開会社とする場合には、取締役の任期はその定款変更の効力が生じた時に滿了するものと定めるほか、平成一八年三月三一日付法務省民商第七八二号法務局長・地方法務局長宛法務省民事局長通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」第二部第三三(1)ウ(ウ)は、「定款を変更して取締役の任期を短縮した場合には、現任の取締役の任期も短縮され、定款の変更時において既に変更後の任期が滿了しているときは、当該取締役は退任することとなる」としている。学説上特に異論もないため（相澤哲Ⅱ葉玉匡美Ⅱ郡谷大輔編『論点解説新・会社法』二八一～二八二頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール』四六一頁〔榊素寛執筆〕、本判決はこれに従ったものである。本判決は、その理由として、①取締役はいつでも株主総会決議をもって解任できること、②定款変更によつて当然に退任させられた取締役の保護は、解任の場合と同様に損害賠償によつて図れば足りることを挙げている（同旨、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法』⑥四一頁〔今井潔執筆〕）。

①については、取締役の任期中の地位は常に保障されるものではないという意味において、理由となりうる。これに對して、②については、定款変更による任期短縮に基づく退任は形式的には任期滿了である以上、この場合にまで会

社法三三九条二項が類推適用されるかは別途問題となり、これをもって現任取締役の任期短縮の理由とすることには疑問が残る。

思うに、取締役の任期を短縮する定款変更は取締役任用契約の存続期間の短縮をもたらすため、本来は契約当事者たる取締役の同意がなければこれをなしえないはずであるが（原告もこの点を主張して取締役の退任を否定している）、取締役任用契約は取締役の地位に関する定款の定め範囲内で効力を有するにすぎないから、取締役全員に共通する事項に関する定款変更があれば、それにより一方的に取締役任用契約も変更されうると解してよからう。もっとも、任期短縮の定款変更の適用要件については、定款変更決議に委ねてよい。取締役の任期を短縮する定款変更の効力については、①定款変更の効力発生後に就任する取締役にのみ適用され、現任取締役には適用されない、②現任取締役のうち新しい任期満了時期が到来していない取締役には適用される、③現任取締役にも一律に適用され、新しい任期をすでに超過している取締役は定款変更の効力発生をもって退任する、という三つの類型が考えられるが、いずれにするかを定款変更決議をもって定めることは妨げられない。いずれが原則的・一般的かについては、そもそも

任期の短縮は取締役としての適性を判断する機会を多くすることを目的とするから、その必要性は現任取締役にも一律に妥当すると解される。特に定款変更決議と同時に新たな取締役の選任決議がなされる場合には、定款変更は現任取締役にも適用されることを前提としている。したがって、この点に関する本判決の結論には賛成できる。

三 任期短縮により退任して再任されなかった取締役に対する会社法三三九条二項適用の可否について、本判決は、取締役の退任事由は任期満了であるとしつつ、不再任に正当な理由がなければ、同項が類推適用されるとする。しかし、解任の正当理由としては、職務執行上の不正行為・法令定款違反があった場合（東京地判平成八年八月一日商事一四三五号三七頁）、心身の故障により職務遂行に支障を来す場合（最判昭和五七年一月二二日判時一〇三七号二二九頁）、職務への著しい不適任（東京高判昭和五八年四月二八日判時一〇八一号一三〇頁）など取締役の地位を一方的に奪うに足りるような積極的・具体的・客観的な理由であることを要するのに対して、不再任の正当理由は、取締役としての能力・適性に疑問があるという程度の消極的・抽象的・主観的な理由で足りるはずである。しかも、任期を短縮する定款変更の効力を現任取締役にも一律に及ぼす

のは、現任取締役の適性を再審査することにより取締役に緊張感をもたせることにあると考えられるから、可もなく不可もない取締役を再任しなくても何ら問題はなからう。したがって、再任されなかった取締役は解任された取締役よりも損害賠償請求権が認められる可能性が低くなる。○年任期の取締役任用契約が締結されていた以上、それを尊重して再任を原則とし、不再任には解任と同様の厳格な正当理由を要求する余地もないわけではないが、それでは任期短縮の定款変更の目的が減殺されるおそれがある。一方、取締役退任の原因が定款変更による任期短縮にある以上、任期短縮の理由の当否を問題とする余地もあるが（中村信男「本件判批」法律のひろば六九卷三号七〇頁、鳥山恭一「本件判批」法学セミナー七三九号一一九頁）、これも、取締役の適性を判断する期間としては長すぎるとか、新陳代謝を促進するなどといった一般的・抽象的な理由で足りるから、正当な理由のない場合などまずありえないであろう。すなわち、任期短縮と不再任のいずれにも正当な理由を要求したところで、解任の正当な理由よりも厳格に解することはできず、再任されなかった取締役の救済に欠けることになる。そうであれば、定款変更による任期短縮と一部の取締役の不再任に至った一連の事情を総合的に勘

案して（高橋均「本件判批」ジュリスト一四九六号九四頁・河村尚志「本件判批」判例評論六九一号四頁は、定款変更の理由と不再任の理由の双方を判断要素とすべきであるとする）、解任の脱法行為と評価される場合には、会社法三三九条二項を直接適用するのが妥当ではないだろうか。本件についてみれば、CがX<sub>1</sub>に対して辞任を求めたが、これが拒否されると、その翌月に本件定款変更がなされていることや、X<sub>2</sub>の従業員としての降格・減給処分がなされていることに鑑みれば、Y会社の経営をめぐる深刻な対立を背景として、CにはX<sub>1</sub>らを排除しようという意図が窺われるため、実質的には解任と同視することは難しくなからう（中村・前掲六九頁）。

次に、解任された取締役が会社に対して賠償を請求できる損害の範囲については、解任されなければ在任中または任期満了時に得られたであろう利益（報酬・退職慰労金など）の額であると解されているから（神戸地判昭和五四年七月二七日判時一〇一三号一二五頁、前掲大阪高判昭和五六年一月三〇日、東京地判昭和六三年二月二六日判時一九一四号一四〇頁など）、本件の場合、X<sub>1</sub>らの残任期間である五年五か月分の報酬相当額が要賠償額となりそうである。しかし、本判決は、Y会社の経営状況・職務内容の変更可

能性に鑑みれば、当初の任期が満了するまで在任中の報酬と同額の報酬が支給される可能性は低いという理由により、二年間の報酬相当額をもって損害額と認定した。本判決は、X<sub>1</sub>らが残任期間を満了したとしても、Y会社の実情に鑑みれば最終的には二年分の報酬しか得られないであろうという推測の下で損害額を限定しているにすぎず、一般論として、任期が延長されている場合には二年分の報酬相当額を補償すればよいと判示しているわけではないが（藤林大地「平成二七年度会社法関係重要判例の分析（上）」商事法務二一〇七号一四頁）、その背後には、一〇年もの長期にわたって取締役の地位と報酬を無条件に保障するのは行き過ぎであり、長期の報酬相当額について損害賠償しなければならぬとすると、事実上解任を不可能にするとの考慮があったであろうことは想像に難くない（得津晶「判批」ジュリスト一四七七号一〇二頁、河村・前掲五頁）。しかし、現在の取締役任用契約上の効果の実現に対する期待が法的保護に値するのであれば、報酬減額の実際の可能性は考慮すべきではない（最判平成四年一月一八日民集四六卷九号三〇〇六頁によれば、取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額は会社と取締役間の契約内容となるから、取締役の職務内容に著しい変更があつて

も、取締役の報酬を取締役の同意なしに一方的に減額することはできない）。損害賠償責任である以上、取締役解任に伴う具体的な損害額を算定できるのであれば、それに従うべきことになるが、取締役の地位喪失に伴う逸失利益をもって損害額とする以上、報酬の漠然とした減額可能性によって要賠償額を左右することはできないであろう（藤林・前掲一四頁）。また、定款の定めにより役員任期が延長されるのは、その地位を安定させることが会社または株主利益の観点から合理的であると判断されたからであるから、任期が延長されたことを、解任された取締役が会社に請求可能な損害賠償額を減額する要素として考慮することは、会社または株主の意思に反するので適切ではないとの指摘（岩原編・前掲五三三頁「加藤貴仁執筆」）や、株主数の少ない非公開会社では、取締役の改選は、一般株主の信任を問う手続ではなく、経営者同士が相互に信任を与え合う手続にすぎないから、定款で長い任期を定めることは、経営者同士が株主間契約により相互の地位を保証し合っている、契約に違反した場合の賠償額の予定（民四二〇条）まで取り決めたに等しいとの評価（江頭憲治郎『株式会社法（第六版）』三八九頁）もある。平成一七年会社法制定の審議過程においても、解任された場合に損害賠償額が多額に

なるとして一〇年の任期は長すぎるとの意見がある一方、実際には節度ある任期が定められるであろうし、取締役同士が相互にその地位の安定を保障するために長期の任期を定めるのであれば、非公開会社の実態に合っているという趣旨の発言もあった（法制審議会会社法（現代化関係）部会第二四回・第二六回会議事録参照）。あるいは、不reasonによる逸失利益をもって損害額とするのであれば、本件では任期が一年に短縮された以上、一年分の報酬相当額の賠償で足りるのではないかとも思われる（中村・前掲七一頁）。

そこで、改めて取締役の任期を定める趣旨について考えてみると、地位の長期安定に伴う緩慢や専横を防止するとともに、経営上の成果をあげるための猶予期間を与えるものといえるのではないか。すなわち、取締役の任期が原則として二年とされているのは、二年ごとに取締役の経営成果を検証することを意味し、相応の成果に向けて計画的に経営を行うためにその期間中は地位の安定が保障されるのである。任期途中に正当な理由なく解任することは、任期を定めた趣旨に反し、取締役の期待を裏切ることになるため、取締役には損害賠償請求権が認められると考えられるしたがって、解任された取締役には、経営成果をあげるた

めに必要な猶予期間内の報酬額を補償すれば足りるが、その期間は各会社の経営計画に応じて異なり、一般的・抽象的にその期間を確定することは困難である。非公開会社における任期延長の許容は、再任手続を省略したいという便宜的な意味合いが強いが、有限会社の取締役のように任期の制限を設けないという立法政策もありうる（平成一五年一〇月二二日法制審議会会社法（現代化関係）部会「会社法制の現代化に関する要綱試案」第四三参照。なお、任期の定めのない有限会社の取締役は、正当な理由なく解任されても、会社に対する損害賠償請求は認められなかった）、それを採用せず、任期の上限を定める形をとった以上、その趣旨は取締役の地位の長期安定に求めざるをえない。経営環境がめまぐるしく変化しうる現代において、一〇年という期間は非公開会社でも取締役の適性を評価する期間としては長すぎるように思われるが、法がかかる任期を許容し、会社がそれを自発的に採用した以上、その任期を尊重せざるをえない。取締役の任期を延長するということは、むやみに解任できないというリスクをも負担することを意味し、解任に伴う多額の損害賠償責任のリスクが、いたずらに長期の任期を定めることの歯止めともなりうる。実際上も、株主数の少ない非公開会社では、株主は役員を

兼ね、利益の還元は剰余金の配当ではなく役員報酬の支払を通じてなされることが多いから、その実現を担保することによって、多数派株主により経営から締め出されようとする少数派株主の利益を保護すべき必要性は高く、任期の延長は経営権をめぐる紛争の予防または解決にも寄与しうる(河村・前掲五頁)。したがって、正当な理由なき解任に伴う要賠償額は、残任期間がいかに長くても、その期間相当の報酬額をもって算定すべきである。

来住野 究

〔追記〕 脱稿後、本判決の評釈として、三浦治・金融商事

判例一五〇号一六頁、加藤貴仁・私法判例リマックス

五四号八二頁、佐藤誠・産大法学五〇卷三〓四号三四一

頁、大野尚・法と政治六七卷四号一頁に接した。